

大和市条例第17号

町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例

(大和市立の学校設置に関する条例の一部改正)

第1条 大和市立の学校設置に関する条例(昭和39年大和市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 大和市立渋谷小学校の項中「神奈川県大和市下和田929番地」を「神奈川県大和市渋谷七丁目10番地」に改める。

(大和市生涯学習センター条例の一部改正)

第2条 大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1 大和市渋谷学習センターの項中「大和市福田2021番地2」を「大和市渋谷五丁目22番地」に改める。

(大和市立図書館条例の一部改正)

第3条 大和市立図書館条例(昭和31年大和町条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1 大和市立渋谷図書館の項中「大和市福田2021番地2」を「大和市渋谷五丁目22番地」に改める。

附 則

この条例は、大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行する。